

焼津市制限付き一般競争入札実施要綱

平成11年 3 月31日告示第40号

改正

平成13年 3 月28日告示第38号

平成15年 3 月31日告示第42号

平成19年 3 月26日告示第58号

平成25年 3 月27日告示第93号

令和 5 年 3 月30日告示第67号

(趣旨)

第1条 この要綱は、焼津市が発注する建設工事の請負（以下「建設工事」という。）、建設工事に係る測量、調査、設計又は監理等の委託（以下「建設工事関連業務」という。）並びに役務の提供（以下「役務」という。）の契約に当たり、一定の条件を定めて行う一般競争入札（以下「制限付き一般競争入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 制限付き一般競争入札 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定に基づき、入札に参加する者の必要な資格を定め、当該資格を有する者により行う入札をいう。
- (2) 審査委員会 焼津市建設工事請負業者等審査委員会規程（平成8年焼津市訓令甲第8号）に基づき、建設工事、建設工事関連業務及び役務の契約に係る入札参加資格等を審査する委員会をいう。

(対象案件)

第3条 制限付き一般競争入札の対象となる案件（以下「対象案件」という。）は、次に掲げる種類の契約とし、審査委員会の議を経て、市長が選定するものとする。

- (1) 1件当たりの設計金額が5,000万円以上の建設工事及び建設工事関連業務
- (2) 1件当たりの設計金額が2,000万円以上の役務

2 前項の規定にかかわらず、緊急その他の特別な事情があると認める場合は、対象案件を制限付き一般競争入札としないことができる。

(審査委員会への諮問)

第4条 発注担当課は、入札参加資格等についてあらかじめ審査委員会事務担当課と協議のうえ、審査委員会に諮るものとする。

(入札に参加する者に必要な資格)

第5条 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 政令第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 対象案件の業務遂行に当たって、法令（条例を含む。以下同じ。）に基づく許可、登録、届出等（以下「許可等」という。）が必要な場合には、当該法令の許可等を受けていること。
- (3) 入札参加資格審査申請日の1年以上前から当該申請に係る事業を行っていること。
- (4) 法人税（個人事業主の場合は、所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 焼津市が課するすべての税の滞納がないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等が（申請者が個人事業主である場合にあってはその者を、申請者が法人である場合にあってはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この号において同じ。））であること。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していること。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(7) 対象案件と同種の施工又は業務の履行実績があること。

(8) 入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、焼津市競争入札参加資格停止措置要綱（平成24年焼津市告示第30号。以下「資格停止措置要綱」という。）に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。

(9) 対象案件に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(10) 前各号に定めるもののほか対象案件に係る要件を入札の公告において別途定める場合には、その要件を満たすこと。

(11) 対象案件が建設工事又は建設工事関連業務である場合においては、焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱（平成23年焼津市告示第310号）に基づき有資格者名簿に登録された者であること。

(12) 対象案件が建設工事である場合においては、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による営業停止の期間中にある者でないこと。

（入札の公告）

第6条 制限付き一般競争入札を実施しようとするときは、焼津市契約規則（昭和53年焼津市規則第15号）第6条の規定に基づき入札の公告を行うものとする。

（入札参加申請及び入札参加資格確認資料の提出）

第7条 制限付き一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、公告に定める申請受付期間（以下「申請期間」という。）に、制限付き一般競争入札への参加の申請を行わなければならない。この場合において、公告において当該制限付き一般競争入札の参加資格に関する提出書類（以下「提出書類」という。）を求めているときは、提出書類を申請期間中に提出しなければならない。

2 提出書類は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 作成に係る費用は、提出者の負担とする。

(2) 無断で他の用途に使用しない。

(3) 返却しない。

(4) 公表しない。

（入札参加資格の確認）

第8条 市長は、受理した提出書類の審査により入札参加資格の有無を決定し、その結果を公告に定める期日までに当該申請をした者へ通知する。

（入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明）

第9条 前条の審査により入札参加資格がないと認められた者は、公告に定める期間中当該決定理由の説明を求めることができる。

2 前項の説明を求められたときは、公告で定める期日までに、当該説明を求めた者に対し回答するものとする。

3 前項の場合において、前条の決定を取り消し、当該説明を求めた者に入札参加資格があると認める決定をしようとするときは、前項に規定する回答と併せて、当該決定を通知するものとする。

（設計図書等の閲覧等）

第10条 契約書案、契約約款、仕様書、設計書、図面、入札心得及び現場説明書（以下「設計図書等」という。）は、第6条の規定に基づく公告と同時に市のホームページ等に掲載することにより閲覧に供するものとする。

2 入札参加希望者は、公告で定める期日までに設計図書等を入手しなければならない。

（設計図書に係る質問）

第11条 設計図書等に係る質問の提出及び回答方法については、公告で定めるもののほか、別に定める。

（現場説明会）

第12条 市長は、必要があると認めるときには、現場説明会を行うことができるものとする。

2 現場説明会を行う日は、別に定める。

(入札保証金)

第13条 入札保証金は、公告で定める場合に限り免除するものとする。

(入札の執行)

第14条 市長は、設計図書等に係る質問に対する回答期限日以後の公告で定める日時に入札を執行するものとする。

2 市長は、入札執行前に、当該入札に参加しようとする者が、入札参加希望者本人であること、第8条の規定により入札参加資格を確認した者であること及び公告で入札執行時の提出書類を定めている場合は、当該提出書類を持参していることの確認を行う。

3 前項のうち入札参加希望者本人であることの確認は、次に掲げる書類により行うものとする。

(1) 入札者が入札参加希望者本人又は法人である入札参加希望者の代表者である場合は、身分証明書（代表者であることを証明するもので写真が添付されているもの）

(2) 入札者が前号に規定する者の代理人である場合、委任状及び身分証明書（代理人が入札参加希望者に属する者であることを証明するもの）

4 入札に参加しようとする者が1人のときは、入札の執行を取りやめることができるものとする。

(入札の無効)

第15条 次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札

(2) 入札参加資格があることを確認された者であっても、確認の後、資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受け、入札時点において入札参加資格の停止期間中である者のした入札

(3) 市長が別に定める入札心得の条件等に違反した入札

(他の規程との関係)

第16条 この要綱に特別の定めがあるものを除くほか、制限付き一般競争入札の実施については、関係諸規程の定めるところによる。

(その他)

第17条 この要綱の運用については、別に定めるところによる。

附 則

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月28日告示第38号)

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日告示第42号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月26日告示第58号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日告示第93号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月30日告示第67号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。